

ダンプあきたの

NO.391 全日本建設交運一般労働組合（略称・建交労）秋田ダンプ支部
 2019年7月5日発行 〒010-0976 秋田市八橋南 1-2-29
 Tel.018-823-7748 fax018-823-7751
 Email: kenkourouakita@bz03.plala.or.jp
 一人はみんなのためにみんなは一人のために、一人が一人の仲間をふやそう、労災保険に加入しよう
 田中 070 - 5324 - 4053

カマヤン 困難事例増える ありむら潜



ダンプ夏タイヤの注文

再生タイヤ	21,000円 (BS・G611のパターン)
	20,500円 (ヨコハマ扱い)
新品タイヤ	33,500円 (BS・14プライ)
	35,000円 (BS・16プライ)
	32,000円 (ヨコハマ)

消費税・送料込みの価格です。注文の時、メーカーを必ずお知らせください。希望の場所に配達します。(配達代無料)

※県外への配達には運賃実費が必要です。代金は3回以内で納入します。

在庫確認が必要なので、注文の際に組合へお問い合わせください。パターンもお知らせください。BS新品は8月1日より、500円~1,000円値上げします。なお、ヨコハマタイヤ販売店扱いは、弘進リトレッド製の再生タイヤとなります。

任意保険を自動車共済に切替えよう

安くて事故後のサービスも安心です。見積もりをしますので、事務所にまず電話を。

全国ダンプキャラバン行動

毎年、ダンプ・建設労働者の労働条件改善をめざして、国交省などの発注当局に要請行動を行っています。今年は、以下の日程で第26回全国ダンプキャラバン秋田行動を予定しています。要請書の内容はウラ面に印刷しました。

★7月12日(金)

10時~ 国交省湯沢河川国道事務所
 14時30分~ 国交省能代河川国道事務所

株主総会

6月26日、大成建設の株主総会(写真のビルの52階)に全国・東北ダンプの専従6人が出席。開会前にハンドマイクとチラシ配布の宣伝行動を行いました。(写真右下)

総会では、3人が社長より指名され質問しました。会社は昨年の総会を教訓にして、質問を一人1回、2つまでと制限し、最後は議長である社長の権限で質問を打ち切りました。3人は、ダンプ・建設労働者の単価引き上げ、使用促進措置、オリンピックスタジアムの建設現場で過積載が野放しになっている問題、建交労が毎年春と秋に行っているゼネコン各社に行っている要請を大成建設が全国ダンプ部会について受け付けない問題について質問しました。

田中書記長の質問は以下のとおり。「国交省は毎年夏と冬に下請代金の支払いについて『下請負人へのしわよせが依然として存在する。指値発注がないよう留意すること』などとして業界団体に適正に支払うよう通達を出しているが、大成建設は業界のリーダーとして模範を示しているのか。国交省の調べでは、5年間で設計労務単価は平均38%上がっているが、現場では14%しかあがっていない。24%も開きがあるのはどういうことなのか」土木担当の副社長は「日建連の指針にしたがい、一次二次への指導を行っている」と答えるにとどまりました。



家族の思い、参院選に



世帯々
 園児の交通事故
 周辺道路の安全確保は必要だけど、広い園庭があれば、散歩に出る必要はないのに。
 ……保育士、保護者



交通安全推進団体の印
 組合のプレートを出して堂々と仕事をしよう

組合加入者の紹介を!

要 請 書

社会資本整備と公共福祉の増進のため、連日ご奮闘されていることに心から敬意を表します。

私たちは、過去 40 年にわたるダンプの交通安全推進活動が認められ、公共工事と大型民間工事では「優先使用団体」となっています。

政府は、平成 24 年度から政策的に「建設労働者の賃金」を引き上げていますが、現場で働く労働者の賃金は極めて低く抑えられています。他方、大手ゼネコンを初めとした建設業界は史上空前の利益を上げ、膨大な内部留保を貯め続けています。

建設現場で働くダンプ労働者にまともな賃金が支払われ、結果としてダンプ交通安全に寄与する環境を作るため、下記の事項について要請致しますので、文書でお答え下さい。宜しくお願い致します。

記

1. 公共工事では、10 t ダンプの標準積算を 8 時間稼働で約 69,000 円としております。しかし、東北地方の現状は、8 時間稼働して 37,000 円程度しか支払われません。当面、少なくとも直接工事費の 56,000 円程度が支払われるよう、関係者に徹底して下さい。特に、建設業法第 19 条に則した指導を強めて下さい。
2. 砕石や砂などを運ぶダンプの過積載が横行しています。これは、資材購入業者が資材を買い叩くため、資材を運搬するダンプにしわ寄せが集中するためです。この解決のため、建設業界、生コン業界、アスコン業界を指導して下さい。また、物価調査会などが標準価格を調査する際には、過積載ダンプが関わった価格を除外するよう、関係省庁に意見を上げて下さい。
3. 個別工事の契約事項には「ダンプ規制法の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること」と記載しており、「工事請負契約約款」では発注者と請負者の双方が、これらの契約事項を遵守するとなっています。当組合は「ダンプ規制法第 12 条に該当する団体」です。
 国交省の直轄工事を請け負った元請業者が、ダンプ規制法の趣旨を遵守しない場合、指導文書を作成して徹底して下さい。
4. ダンプ過積載を防止するため、重量リミッター(過積載防止装置)の開発推進と装着の義務付けに取り組むよう、関係省庁に意見を上げて下さい。また、「現場説明指導事項 5 - 六」にある様に、ダンプ規制法に基づく背番号を表示しないダンプや、さし枠装着ダンプの排除を徹底して下さい。
5. 道路や橋梁などの社会資本を守るために、道路法的大幅な改正がありました。大型車両の過積載運行については、荷主と荷受人も厳しく罰する規則にするよう、本省に意見を上げて下さい。
6. 元請業者の責任で、車持ちダンプ労働者にも建退共証紙を確実に貼付するよう徹底して下さい。また、一人親方の労災保険特別加入を推進するよう、元請業者などに徹底して下さい。



消費税に頼らない 税制改革を

選挙に行こう